

計議第 3 5 9 号議案

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

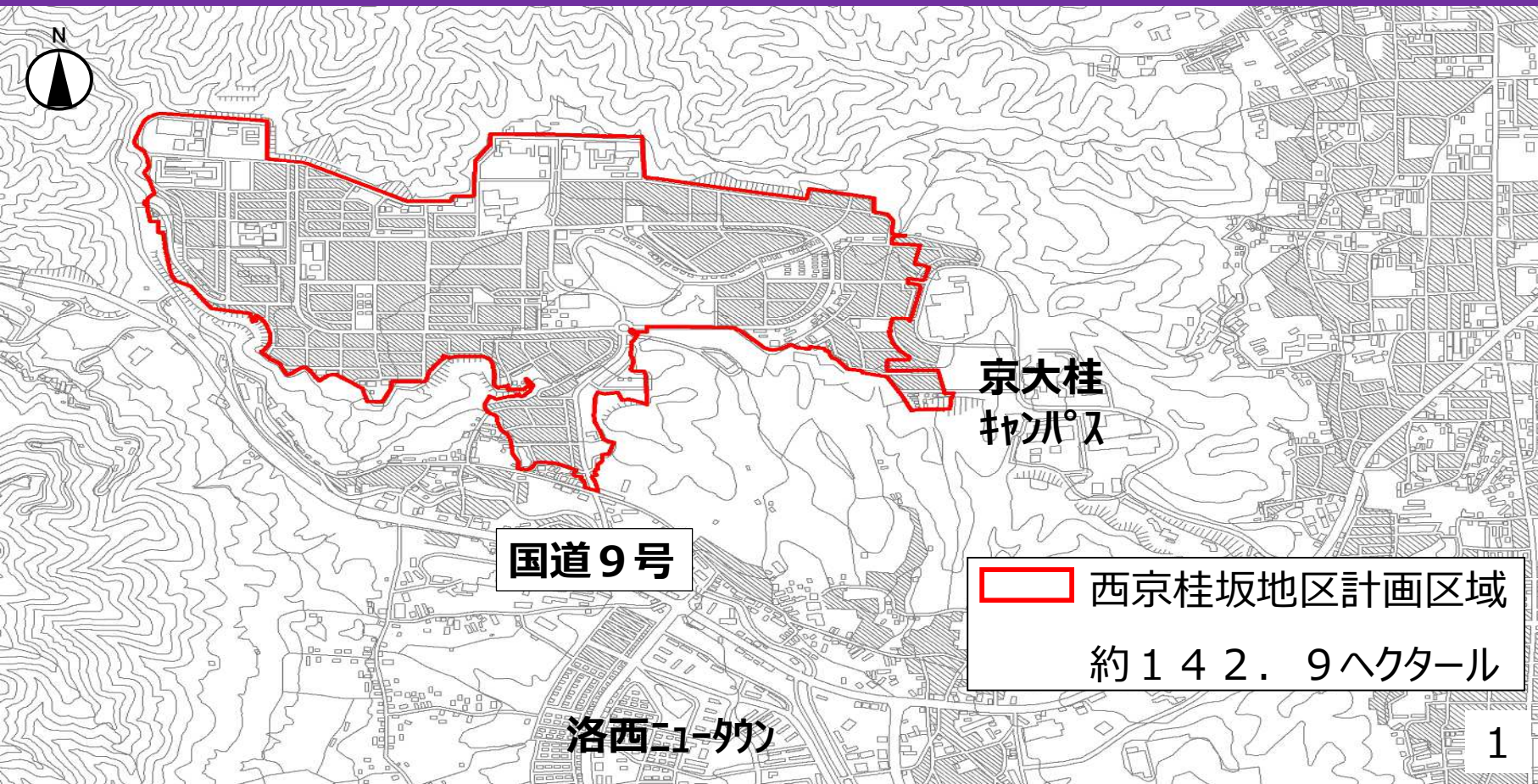
地区計画の変更（京都市決定）

（西京桂坂地区計画）

令和 6 年 1 1 月

京都市

1 西京桂坂地区計画の位置



京大桂
坂

国道9号

西京桂坂地区計画区域
約142.9ヘクタール

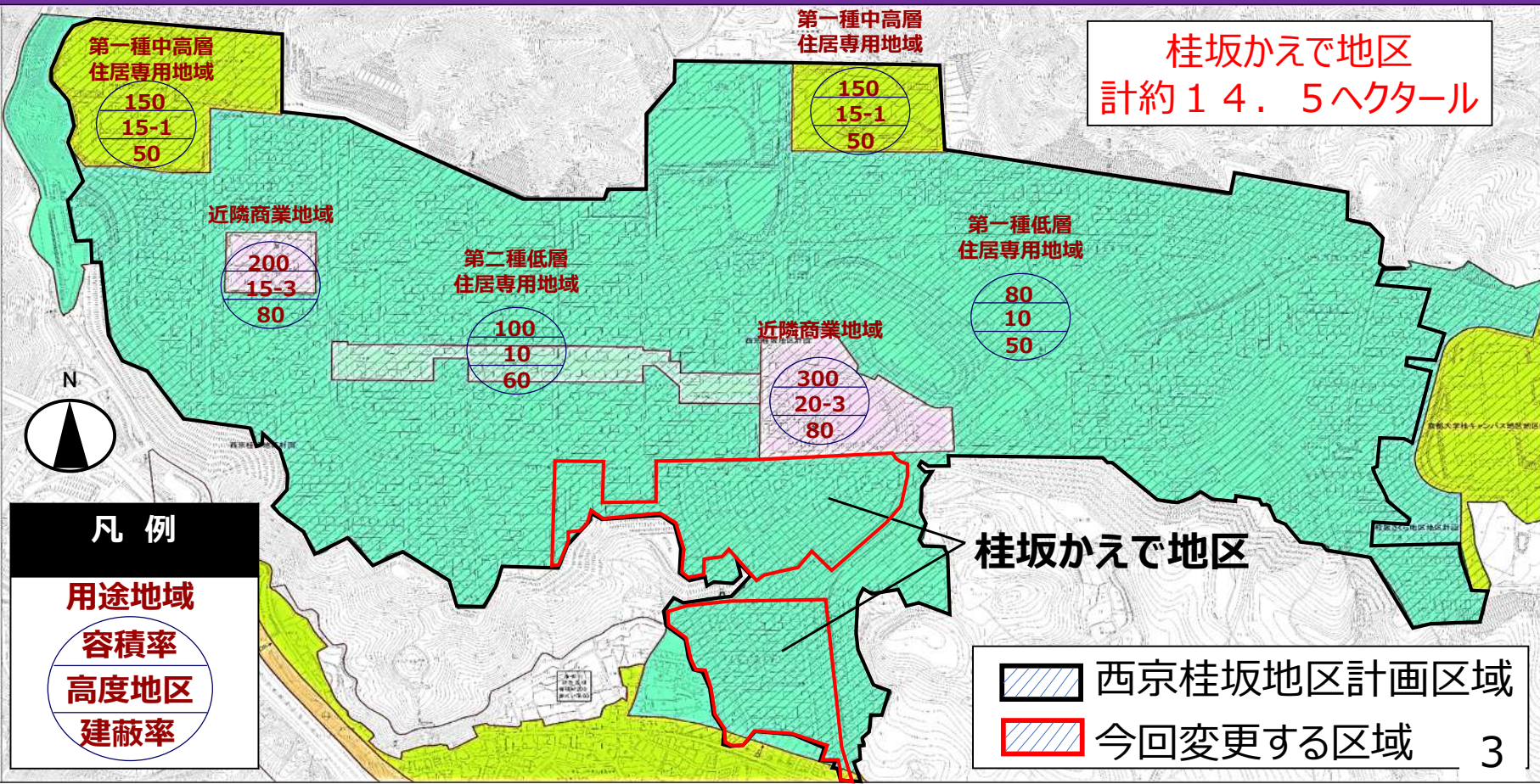
洛西ニュータウン

2 西京桂坂の様子

周辺の自然環境と調和のとれた
計画的で良好な居住環境の形成・誘導が図られている。



3 今回変更する区域



4 これまでのまちづくりの取組

昭和61年5月 西京桂坂地区計画 決定（順次、地区整備計画（36地区）を決定）

平成30年6月 住宅宿泊事業法の施行

かえで地区の取組

令和4年2月 アンケートの実施（民泊の意識調査）

令和4年6月 京都市政出前トーク（かえで自治会役員、建築協定委員対象）

令和5年1月 京都市政出前トーク（かえで地区住民等を対象）

令和5年5月及び12月 アンケートの実施
（地区計画による民泊規制の意向確認）

令和6年5月 地区計画変更に関する要望書提出

5 地区計画の変更内容

●地区計画の目標 **変更なし**

周辺の自然環境と調和のとれた計画的で良好な居住環境の形成・誘導を図る

●区域の整備、開発及び保全に関する方針 **変更なし**

【土地利用の方針】

低層の住宅地を主体とした土地利用を図るとともに、地区内外の利便に供し、かつ、環境の魅力を高める公共公益施設等を配置する

【地区施設の整備方針】

地区内には、幹線道路、補助幹線道路及び近隣公園を整備し、区画道路、児童公園については、コミュニティの形成を考慮して適正な配置を行い、整備を図る

【建築物等の整備方針】

(桂坂地区 住宅地区)

用途の混在を防止し、適正な区画規模のもとに壁面後退等により空地を確保して緑化を図る

6 地区整備計画の変更内容

●地区整備計画

【地区整備計画の区域】 1 4 . 5 (ha) 変更なし

【建築物等の用途の制限】 制限する用途を追加

【建築物の敷地面積の最低限度】 1 6 0 (㎡) 変更なし

6 地区整備計画の変更内容

● 建築物等の用途の制限

次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

- 1 一戸建専用住宅 （住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。）
- 2 診療所（住宅 （住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供するものを除く。） を兼ねるものを含む。）
- 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物
- 4 前各号に掲げる建築物に附属する建築物（建築基準法施行令第130条の5に定めるものを除く。）

※ **赤字**が変更箇所